

法務省民商第2186号
平成13年9月12日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

電子情報処理組織による商業登記等の事務の取扱いについて（通達）

標記の取扱いについては、平成5年12月27日付け法務省民四第7783号当職通達をもって示したところであるが、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）及び商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）並びに商業登記規則の一部を改正する省令（平成13年法務省令第65号）が施行されることに伴い、同通達の一部を下記のとおり改め、本年10月1日から施行することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、従前の様式用の紙は、同日以後も、なお当分の間使用することができ、この用紙を申請人に交付する場合には、額面株式1株の金額を記入すべき欄に黒色の斜線又は横線を施した上で交付するものとする。

記

別紙第6号様式中株式・資本金区用紙を次のとおり改める。